

平成19年第2回
美唄市議会臨時会会議録
平成19年5月18日（金曜日）
午前10時01分 開会

◎議事日程

- 第1 仮議席の指定
第2 議長選挙

- 第1 副議長選挙
第2 会期決定の件
第3 議席の指定
第4 会議録署名議員の指名
第5 議案第35号 美唄市議会委員会条例の一部改正の件
第6 議会運営委員会委員選任の件
第7 常任委員会委員選任の件
第8 桂沢水道企業団議会議員選挙
第9 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員選挙
第10 空知教育センター組合議会議員選挙
第11 石狩川流域下水道組合議会議員選挙
第12 美唄市農業委員会委員推薦の件
第13 諸般報告
第14 報告第11号 専決処分報告の件（交通事故に係る損害賠償額の決定）
第15 承認第2号 専決処分の承認を求める件（美唄市税条例の一部を改正する条例）
第16 承認第3号 専決処分の承認を求める件（財政調整基金の使用）
第17 承認第7号 専決処分の承認を求める件（平成18年度美唄市一般会計補正予算（第3号））

- 第18 議案第36号 美唄市監査委員選任の件
第19 承認第4号 総務・文教委員会所管事務調査の件
第20 承認第5号 産業・厚生委員会所管事務調査の件
第21 承認第6号 議会運営委員会所管事務調査の件

◎出席議員（15名）

議長	林	国	夫	君
副議長	内馬場	克	康	君
1番	吉岡	文	子	君
2番	森川		明	君
3番	五十嵐	聡		君
4番	高橋	幹	夫	君
5番	奥山	裕	章	君
6番	阿部	義	一	君
7番	長谷川	吉	春	君
8番	米田	良	克	君
9番	白木	優	志	君
10番	小関	勝	教	君
11番	土井	敏	興	君
12番	本郷	幸	治	君
13番	紫藤	政	則	君
15番	谷村	孝	一	君

◎出席説明員

市	長	桜井	道夫	君
副市	長	佐藤	昭雄	君
総務部	長	板東	知文	君
市民部	長	岩本	良一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長		中川	直紀	君
商工交流部長		酒巻		進君

農政部長	林	信孝	君
都市整備部長	加藤	誠	君
市立美唄病院事務局長	三谷	純一	君
消防長	佐藤	賢治	君
総務部総務課長	市川	厚記	君
総務部総務課総務係長	村上	孝徳	君

教育委員会委員長職務代理者	白戸	仁康	君
教育委員会教育長	村上	忠雄	君
教育委員会教育部長	安田	昌彰	君

選挙管理委員会委員長	熊野	宗男	君
選挙管理委員会事務局長	大道	良裕	君

農業委員会会長	佐藤	博道	君
農業委員会事務局長	山崎	一広	君

監査委員	川村	英昭	君
監査事務局長	嵯峨	和樹	君

◎欠席説明員

教育委員会委員長	阿部	稔	君
----------	----	---	---

◎事務局職員出席者

事務局長	藤井	英昭	君
次長	和田	友子	君
総務係長	濱砂	邦昭	君

午前10時01分

●事務局長藤井英昭君 本市議会議員の任期満了によりまず一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっ

ております。

出席議員中、阿部義一議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

●臨時議長阿部義一君 ただいまご紹介のありました、阿部義一であります。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、このたびの選挙におきまして、お互いに当選の栄誉を担って議席を得ましたが、初対面の方もおられますので、住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いいたします。

吉岡議員より、順次お願い申し上げます。

(各議員の自己紹介)

●臨時議長阿部義一君 この場合、執行機関関係者の自己紹介をお願いいたします。

(執行機関関係者の自己紹介)

●臨時議長阿部義一君 これをもって、議員並びに執行機関関係者の紹介を終わります。

●臨時議長阿部義一君 この場合、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの市議会議員選挙におきまして、市民の信託を得て、めでたく当選をされました市議会議員の皆さまに対し、改めてこちらからお喜びを申し上げます。

本市においては、人口減少や少子高齢化が進む中で、国のさまざまな改革への対応とともに、地域医療問題や財政問題、経済産業問

題など多くの課題に直面し、これまで経験したことの無い試練の時代を迎えております。

このような中であって、美唄市 21 世紀まちづくりプランに掲げる「福祉」「環境」「交流」3つの重点方向を中心に、経済振興による地域の活力づくりを進めていくことが、私の使命と責任であると考えております。

私は、市民の皆さんが住んでよかったと実感できる、安全・安心で生き活きとしたまちづくりに最大の努力を傾け、地域の自立と持続可能な自治体運営をめざし、この試練の時代を乗り越えていきたいと考えておりますので、議員皆さまの格別のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

午前10時11分 開会

●臨時議長阿部義一君 ただいまより、本日もって招集されました、平成19年第2回美唄市議会臨時会を開会いたします。

●臨時議長阿部義一君 これより本日の会議を開きます。

●臨時議長阿部義一君 日程の第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

●臨時議長阿部義一君 次に日程の第2、これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第

118 条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に林 国夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました、林 国夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました林 国夫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました林 国夫議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この場合、議長に当選されました林 国夫議員より、議長就任のあいさつがあります。

●議長林 国夫君(登壇) このたび不肖私、議員の皆様方のご推挙により、議長の要職につくことになりましたことは、誠に身に余る光栄でありまして、衷心より感謝をいたします

とともに、この重責を痛感いたしている次第であります。

私は浅学非才であります。市政の推進と議会の円滑な運営のために、誠心誠意努力いたす所存であります。

なにとぞ議員、理事者各位の特段のご支援、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単粗辞であります。就任のごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

●臨時議長阿部義一君 これをもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。

各位のご協力に感謝申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時15分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の第1、これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法により決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において

指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に内馬場克康議員を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、内馬場克康議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました内馬場克康議員が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、内馬場克康議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この場合、副議長に当選されました内馬場克康議員より、副議長就任のごあいさつがあります。

●副議長内馬場克康君（登壇） 今回、はからずも皆様方のご推ばんをいただき、副議長に選ばれましたことは、このうえもなく光栄に存じている次第であります。

同時に、その任務の重大さを痛感いたしておりますが、議長のもと、微力ではありますが、この名誉あります席を汚さないよう努力いたしたいと存じております。

皆様方の絶大なるご支援、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。誠に簡単であります。就任のごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第3、議席の指定をいたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席番号を、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長藤井英昭君 議席番号、指名を朗読いたします。

1番、吉岡文子議員、2番、森川 明議員
3番、五十嵐聡議員、4番、高橋幹夫議員
5番、奥山裕章議員、6番、阿部義一議員
7番、長谷川吉春議員、8番、米田良克議員

9番、白木優志議員、10番、小関勝教議員
11番、土井敏興議員、12番、本郷幸治議員
13番、紫藤政則議員、14番、林 国夫議長
15番、谷村孝一議員、16番、内馬場克康副議長
以上であります。

●議長林 国夫君 ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

●議長林 国夫君 この場合、説明員の代理出席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

教育委員会委員長阿部 稔君は、本日都合により欠席いたしますので、教育委員会委員長職務代理者白戸仁康君が出席いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第4、会議録署名議員を指名いたします。

1番 吉岡文子議員

2番 森川 明議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第5、議案第35号美唄市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案の説明を求めます。

15番谷村孝一議員。

●15番谷村孝一議員（登壇） ただいま議題となりました議案第35号美唄市議会委員会条例の一部改正の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回改正しようとするのは、議会構成の変更に伴い、委員会条例第4条第2項中「7人」と規定をしている議会運営委員会の委員定数を「5人」に改めるものであります。

また、付則において、施行期日は公布の日から施行し、平成19年5月18日から適用しようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長林 国夫君 これより議案第35号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 35 号美唄市議会委員会条例
の一部改正の件**は、原案のとおり決定されま
した。

●議長林 国夫君 次に日程の第 6、議会運
営委員会委員選任の件を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委
員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長の
指名案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長藤井英昭君 議会運営委員会につ
いて朗読いたします。

議会運営委員会の委員には

長谷川吉春議員、小 関 勝 教議員、
土 井 敏 興議員、紫 藤 政 則議員、
谷 村 孝 一議員

の以上 5 名であります。

朗読を終わります。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり指名いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を

議会運営委員会委員に選任することに決定い
たしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第 7、常任委
員会委員選任の件を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会
条例第 8 条第 1 項の規定より、議長の指名案
を事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長藤井英昭君 各常任委員会の所属
につきまして朗読いたします。

総務・文教委員会の委員には

五十嵐 聡議員、奥 山 裕 章議員、
阿 部 義 一議員、長谷川吉春議員、
米 田 良 克議員、白 木 優 志議員、
土 井 敏 興議員、本 郷 幸 治議員

の以上 8 名であります。

次に、産業・厚生委員会の委員には

吉 岡 文 子議員、森 川 明議員、
高 橋 幹 夫議員、小 関 勝 教議員、
紫 藤 政 則議員、林 国 夫議長、
谷 村 孝 一議員、内馬場克康副議長

の以上 8 名であります。

朗読を終わります。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、それぞれ指名いた
したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を
それぞれ常任委員会委員に選任することに決
定いたしました。

この場合、お諮りいたします。

地方自治法第 109 条第 2 項の規定により、議員は 1 個の常任委員会となるものとされておりますが、議長は、本会議における議事整理者としての職責にかんがみ、この際、常任委員を辞退したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長は常任委員を辞退することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 49 分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会及び各常任委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、議会運営委員会の委員長に谷村孝一議員、副委員長に紫藤政則議員。

次に常任委員会であります。総務・文教委員会の委員長に土井敏興議員、副委員長に長谷川吉春議員。産業・厚生委員会の委員長に紫藤政則議員、副委員長に小関勝教議員がそれぞれ就任されました。

以上で報告を終わります。

●議長林 国夫君 これより日程の第 8、桂沢水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙すべき本企業団議会議員の数は 4 人とし、その選挙の方法は地方自治法第 118 条第

2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

桂沢水道企業団議会議員に
長谷川吉春議員、紫藤政則議員、
林 国夫、内馬場克康副議長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました
長谷川吉春議員、紫藤政則議員、
林 国夫、内馬場克康副議長を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました
長谷川吉春議員、紫藤政則議員、
林 国夫、内馬場克康副議長が、桂沢水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 開議

●副議長内馬場克康君（登壇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の第9、南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、その選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に林国夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました林国夫議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました林国夫議員が、南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に当選されました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 開議

●議長林国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の第10、これより空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、その選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に、白木優志議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、

白木優志議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、白木優志議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、白木優志議員が議場におられますので、本席から会議規則 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

●議長林 国夫君 日程の第 11、これより石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を 1 人として、その選挙の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、奥山裕章議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、奥山裕章議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、奥山裕章議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、奥山裕章議員が議場におられますので、本席から会議規則 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第 12、美唄市農業委員会委員推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。

推選すべき委員会委員の数を 1 人として、推薦の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推薦の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

美唄市農業委員会委員に、五十嵐 聡議員

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、五十嵐 聡議員を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、五十嵐 聡議員を美唄市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第 13、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第 14、報告第 11 号専決処分報告の件を議題といたします。

本件に関し、報告の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました報告第 11 号専決処分報告の件についてご説明申し上げます。

本件は、平成 18 年 10 月 4 日ふるさとバスにより市民見学会を実施中、奈井江町管轄の奈井江町西 5 線 21 号の町道において、バス運転手が道路の段差で十分な減速ができず、その衝撃で、後部座席に乗車していた市民 3 名が負傷した事故に係るものであります。

この事故に関しては、社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済により対応し

ており、このうち 1 名についてはすでに示談が成立しておりますが、今回新たに 1 名について示談が成立し、専決第 5 号記載のとおり、損害賠償額の決定について、専決処分をいたしましたので、議会に報告するものであります。

今後このような事故がないよう、万全を期してまいります。

●議長林 国夫君 これより本件について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって報告第 11 号を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第 15、承認第 2 号専決処分の承認を求める件ないし日程の第 17、承認第 7 号専決処分の承認を求める件の以上 3 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君 ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第 2 号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第 2 号美唄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る 3 月 31 日付けで専決処分を行ったので、報告しその承認を求めるものであります。

専決処分を行った、美唄市税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行例等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成 19 年 3 月 30 日にそれぞれ公

布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、個人住民税、法人市民税、固定資産税、市たばこ税、特別土地保有税及び都市計画税について必要な改正を行ったものであります。

改正内容の主なものについて申し上げますと、個人住民税では上場株式等を譲渡した場合の課税の特例を延長。特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の対象となる特定株式の取得期間の延長。租税条約適用利子配当などの課税の特例中、軽減税率の適用を延長。

法人市民税では法人課税信託の引き受けを行うことにより、法人税が課税される個人に法人税割を課すこととする規定の整備。

固定資産税では、バリアフリー改修促進税制に係る手続きに関する規定の整備をしたもので、付則において施行期日並びに必要な経過措置を設けたものであります。

次は、承認第3号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第3号財政調整基金の使用について、市税等の減少により生ずる歳入不足を補てんするため、去る3月31日付けで地方自治法の規定により、議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

次は承認第7号、専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第4号平成18年度美唄市一般会計補正予算第3号について、市税等の減少により生ずる歳入不足を補てんするため、財政調整基金繰入金を計上するもので、去る3月31日付けで地方自治法の規定により、議案

に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 これより承認第2号ないし承認第7号の以上3件について、一括質疑を行います。

13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 ただいま議題となりました、承認案件中第3号専決処分の承認を求める件の美唄市財政調整基金条例第4条に基づく基金の使用に関して、お尋ねをしたいと思います。

専決につきましては、昨年度の地方自治法改正で、より取り扱いについて厳格な扱いというものが示されたわけであります。

万般それらの地方自治法の改正というものを受けて、それらを斟酌して提案をなさったものだと思いますが、ただいま提案の説明にありました、市税等の歳入不足を補てんということを理由にいたしました、財調を使用するに至って、この減収があったことが理由であります。

この市税等の歳入不足、具体的にどういう歳入科目で、どのような金額で、少しくその内容について、1点お示しをいただきたいと思います。

2点目は、財政調整基金は財政調整基金条例に基づきまして、基金の管理そして運用、これが図られているわけであります。あわせて、その財政調整基金条例の根拠にありますのが、地方自治法に根拠があり、さらに、この財源調整というものの、ものの考え方は地方財政法に、それぞれ根拠を持っているわけでありまして、法律に位置付けられた、その

中の美唄市の条例ということでありまして、それぞれの設置目的等が明確なわけであります。

基金につきましては、いわば美唄の場合は、基金の残高に関しましては、夕張とまではいきませんが、旧産炭地これらよりもさらに低い積立金の比率というのが出ております。

これは、桜井市長になってからではなくて、それ以前から脈々と財政調整基金というものが、本来あるべき基金だったのかどうかと、これが疑われて久しい状況が続いておりまして、ただ、昨年の財務実態調査等では、この17年度末で約1,700万円の財調の残高見込みというものが出されました。18年度末がすでに、この3月で終了したわけでありまして、この1,700万円を使用するとした場合に、基金の残高が幾らになるのか、まずその2点について、お答えをいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、歳入不足の内容についてであります。現時点の決算見込みにおいて、現行予算と比較して、主に市税で2,800万円、地方譲与税で500万円程度が不足するものと見込んでおります。

次に、平成18年度末の基金残高であります。252万4,000円となっております。

以上でございます。

●議長林 国夫君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 いまのお答えは、市税等の歳入不足というのは税、市税と地方譲与税。税で2,800万円、譲与税で500万円歳入

不足を生じたということでございます。これに充てたい。結果として残高が252万4,000円ということになるというお答えでした。

私は改めまして、地方財政法と地方自治法と、それと美唄市財政基金条例を見させていただきました。

この財調につきましては歴史がありまして、この条例の沿革を見ますと、昭和3年基本財産蓄積条例。昭和9年美唄市備荒基金財産蓄積条例。そして昭和25年市有物件災害復旧基金積立条例。こういうものを廃止して、昭和35年にこの財政調整基金というのができ上がった。この背景には地方財政法なり、地方自治法の関連条項の整備というものの、これがあったわけですが、スタートは財産をどう蓄積をしていくのかと、基本財産をどうつくっていくのかというのが、この沿革を見ればわかるわけでありまして。

一方、これらが新しく昭和35年の条例改正では、いわば年度間の財源調整と、こういう役割を得たわけでありまして、それだけを見ると、財源の調整だから、いわば税が予算よりも見通しが、いわば収入が少なかったと、こういうことでそれを充てるということはなんでもない話に聞こえるわけですが、よく読みますと、これは適応の条文が財政調整基金条例第4条の第1号と、こういうことであれば、災害又は経済事情の著しい変動。災害だとか、この経済事情の著しい変動というのは、どういう定義なのかわかりませんが、通常予期し得ないような変動があつて、歳入欠陥を生じた。この場合に、補てんをする財源に充てられるということが書かれているわけでありまして。議会の議決を得て使用すると

いうことであります。

しかし、議会の議決を得る時間がなかった。こういうことで専決をしたということですが、私は、この税の歳入不足というのは、ここ何年かの現行予算に対して、いわば決算額を比較しますと、2,800万円というのは極めて予算に近い内容でありまして、5,000万円、6,000万円、1億円、これらの実質的に乖離が出ている過去の収入実績があります。

私は、これは地方譲与税も同様でして、なにもこの、いわば見通しが甘いとか、あわせて経済事情が大きく変わったとかということではない、予算そのものをしっかりと捕捉をして決算に至ったと、私はこういう評価ができる内容だと思うのです。ここでいう基金条例の第4条の第1号、これにあてはめるということは、拡大解釈過ぎる、このように認識をするわけです。この辺、ご見解がどうなのか。

私は、当然法律にありますから、長が法律に従って、議会の権限を長が変わって行くと、これはやはり市民生活をどうするかという立場で、うまく法律ができています。議会の権限を奪ってしまうことになるわけですから。

一方、この決算見込みというのは、通常3月の段階でおとりになるでしょう。しかし、それがぴたっといくかということ、不確定要素もある。こういう厳しい財政状況ですから、財政当局のご苦勞も大変だと私は思います。緊張感で息が抜けないだろうと思うのですが、少なくとも、議会の議決を要する内容のものを、専決をするという場合に、この議会に変わって、市長が自ら審査を行うという気持ち

で、専決に踏み切らなければならないわけでありまして、当然これは、3月中に意思決定をして行わなければならないわけでありまして。議会は3月26日まで最終日、行っていたわけです。

私はそういう意味での、この果たして議会に提出をする暇がなかったのか。「暇（いとま）」という言葉なくなってしまったのですね、今度。法改正で。暇という、「暇（ひま）」という字、余暇の「暇（か）」という字、あれなくなったのです。

明確に緊急の事態が生じて、議会を招集をする、そういった時間的ゆとりがない。こういうふうにより解釈を明確にされたわけです。専決に当たって。

こういうこともこれありで、私はこの4条の第1項第1号の適用というのは無理がある、このように考えるのですが、ご見解をお尋ねしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

基金使用の根拠等についてであります。美唄市財政調整基金条例第4条第1号の規定を適用したところであり、「災害、または経済事情の著しい変動等」には、災害や一般的な経済不況による歳入が不足する場合のほか、人口減少などその他の事情により歳入が不足する場合も含むと広義に解釈されているところであります。

このたびの使用につきましては、厳しい決算見通しを踏まえ、やむを得ずこのような対応としたところでありまして、ご理解願いたいと思います。

●議長林 国夫君 13 番紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員 議会ではよくさまざまな場面に応じて決定をする、それらは先決とせずと、今回限りの措置と、こういうのはよくやるのです。

いまのお話でいけば、この歳入不足、それとあわせて災害に類するような支出があった、どれぐらいの支出かわかりませんし、それが年度内支出なのかもわかりません。

これは、平成 18 年度の決算に当たっての、この調整でしょう。何か歳入不足があったし、支出もあったからということであれば、これはここで言う、財政調整基金のいわば財源調整的なものではなくて、赤字を出さないために、赤字が出そうだと、出さないために財調を使用すると、こういうことに受け取らざるを得ないのです。

私は、このたびの議会の選挙でも、それから従来からも申し上げています。小手先の操作・調整、これはすべきでないということを申し上げてきています。ずっと。

平成 18 年度の予算の執行は、市長をはじめ皆さんご努力をされた。私は、過去経験したことのない、第 4 四半期の物件費等の、いわば執行停止、これに近いものまでかけて、そして歳出の抑制を図った。こういう努力をされたわけです。現場もしっかりそれにこたえて対応した。にもかかわらず、この平成 18 年度の決算で、赤字が出るというのは出せばいいではないですか。

私は、それよりも財調機能そのものが、いざ何か災害起きたときに、まるっきり枯渇してしまう、このことのほうが市民に対して、果たして市民に向けた判断なのかというと、

私は決してそうは思わない。

前段申し上げたように、これはもうすでに専決をした。専決は、処分に対する効果、効力、これはだめだといってもそのまま通ってしまうのですよ。

やり放題とは言いません。やり放題とは言いませんが、まさに議会にかわって市長、あなたがお決めになって決定できる。後で、承認で不承認になったにしても、効力に影響はない。それぐらいの重いものです。

私はいま一度、この財政調整基金とは何ぞやと、地方財政法に何が書いてあるか。皆さん方は財政のプロが多いわけだけども、もう一度原点にかえて、この財調の、基金の使用にあたっては、管理にあたっては、こころすべきではないかと思うのですけれど、その点の、開き直りとは言いませんが、謙虚な姿勢でのご答弁いただけませんか。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

財政調整基金のあり方についてであります。財政運営にあたっては、単に当該年度の収支均衡にとどまらず、翌年度以降の財政状況も考慮に入れた運営が基本であることから、年度間の財源調整機能としての財政調整基金は、重要であると認識しているところでございます。

今後におきましても、一層の財政健全化の取り組みを進めながら、適正な残高の確保に努めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号専決処分の承認を求める件ないし承認第7号専決処分の承認を求める件の以上3件は、原案のとおり承認されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第18、議案第36号美唄市監査委員選任の件を議題といたします。

本件に関し提案の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第36号美唄市監査委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、議会選出監査委員の古関充康委員が、4月30日をもって任期満了となりましたので、新たに議会選出監査委員として米田良克氏を選任したく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第36号について、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれを同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって議案第36号美唄市監査委員選任の

件は、原案のとおり同意することに決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第19、承認第4号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第21、承認第6号議会運営委員会所管事務調査の件の以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付の承認書のとおり、各委員長より調査を要する旨の通知がありました。

各委員長通知のとおり、閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長林 国夫君 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成19年第2回臨時会は閉会いたします。

午前11時26分 閉会